

経商労第2812号

令和7年12月15日

埼玉県労働組合連合会

議長 藤田 省吾 様

さいたま市長 清水 勇人

労働者政策・施策充実のための要請について（回答）

令和7年7月18日付けで要請のありました「労働者政策・施策充実のための要請」について、令和7年11月13日に実施された懇談会の内容を踏まえ、別添のとおり回答いたします。

担当 さいたま市経済局商工観光部労働政策課
労政係 栗原、山田、倉持
直 通 048-829-1370
FAX 048-829-1944
E-mail rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp

「労働者政策・施策充実のための懇談の申し入れ」要請内容に対する回答

【自治体名】さいたま市

- (1) 公務職場が市民の多数である労働者の福祉向上の役割を果たすために
① 自治体は、雇用・労働条件等の関係諸法令遵守の模範となってください。

【回答】総務局 人事部 職員課

今後とも、労働諸法令の遵守を徹底してまいります。

- ② 非正規職員の増加と外部化をせず、恒常的職務については、正規職員を配置してください。

【回答】総務局 人事部 人事課

業務内容に応じて、非正規職員の任用や外部化などの効果的・効率的な業務運営が図れるよう考慮した上で、引き続き正規職員の適切な配置について検討してまいります。

- ③ 自治体職員の労働条件については労使交渉・合意を経ることを遵守し、労働組合（職員団体）の権利を不当に侵害しないようにしてください。

【回答】総務局 人事部 職員課

労働条件の決定・変更に当たっては、今後とも労使双方の信頼関係に基づき、必要に応じた交渉を実施してまいります。

- (2) 自治体が地域の賃金・労働条件水準を引き上げる役割を果たすために

- ① 会計年度任用職員について次の改善をしてください。
ア) 処遇は、正規職員との「均等待遇」を原則にしてください。

【回答】総務局 人事部 職員課

会計年度任用職員の給与に関する処遇については、最低賃金法などの労働諸法令の趣旨を踏まえ、常勤職員との均衡を考慮し、それぞれの職務内容などに応じて決定するなど、法令の規定を遵守し適切に対応しているところです。

イ) 基本賃金の最低保障額を月額24万円、日額12,000円、時給1,500円以上にしてください。

【回答】 総務局 人事部 職員課

会計年度任用職員の給料月額及び報酬額については、常勤職員との均衡を考慮し、それぞれの職務内容などに応じた額を定めております。

ウ) 正規職員と同様な昇給制度を上限なしに実施してください。

【回答】 総務局 人事部 職員課

会計年度任用職員の給与制度については、国からの技術的助言を踏まえつつ、常勤職員との均衡を考慮して制度設計したところです。

エ) 労基法上保障されなければならない休暇（年次有給休暇、産前産後休暇、育児時間、生理休暇、公民権行使、等）については有給で完全実施してください。

【回答】 総務局 人事部 人事課

会計年度任用職員の休暇につきましては、地方公務員法第24条第4項の規定のとおり、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう整備しております。

今後も労働関連法規の趣旨を踏まえ、それぞれの職務内容や勤務条件に応じて決定するなど、法令の規定を遵守し適切に対応してまいります。

オ) 年次有給休暇については、日数加算と繰越しを実施してください。

【回答】 総務局 人事部 人事課

会計年度任用職員の年次有給休暇については、「さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則」に基づき、継続勤務期間に応じた日数の加算と残日数の次年度への繰越しを行うこととしています。

カ) 共済組合・社会保険・労働保険への加入、健康診断などを実施して、地域における雇用・労働環境向上のモデル的存在となるようにしてください。

【回答】 総務局 人事部 職員課

共済組合・社会保険・労働保険の加入要件を満たす者については、資格を取得させることとしているほか、健康診断については、受診義務のある者だけでなく、一定の勤務条件を満たす者についても受診対象とするなど、労働諸法令に則った適切な対応を継続してまいります。

② 会計年度任用職員制度の運用にあたっては、国会審議経過、附帯決議の趣旨をいかし、雇用の安定と労働条件向上にとりくんでください。

ア) 自治体の業務は常勤の正規職員で担うことを基本に、財政面を優先した非正規化や外部化は行わないでください。

【回答】 総務局 人事部 人事課

業務内容に応じて、非正規職員の任用や外部化などの効果的・効率的な業務運営が図れるよう考慮した上で、引き続き正規職員の適切な配置について検討してまいります。

イ) 会計年度任用職員制度を活用するにあたっては、勤務実態の見直し、職務の適正な評価にもとづいて、フルタイム職員化を基本にしてください。

【回答】 総務局 人事部 人事課

会計年度任用職員制度の活用に当たっては、それぞれの職務の内容や標準的な業務量に応じた適切な勤務時間を設定するよう努めてまいります。

ウ) 労働契約法の趣旨を反映させた、有期雇用の安定化（17条2項・18条・19条）にむけ、自治体独自に非正規職員の任用に関わる制度を整備してください。

【回答】 総務局 人事部 人事課

会計年度任用職員の任用に当たっては、1会計年度を超えない範囲で、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めることとしています。

引き続き、地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、適正な任用・勤務条件の確保に努めてまいります。

(3) 公契約制度の改善で労働者・住民の福祉を向上させ、事業者の経営安定と地域経済の活性化のために

- ① 公契約の適正化、公契約条例制定に取り組んでください。
 - ア) 公契約適正化によって次の総合的政策課題を推進してください。
 - 労働者の雇用、賃金、労働条件の適正化
 - 企業の経営の安定と技術力の向上・継承
 - 公共サービスの質の確保・向上
 - 地元事業者の活用機会の拡大、地域経済の活性化

【回答】財政局 契約管理部 契約課

本市では、最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用し、ダンピングを防ぎ、労働者の雇用、賃金、労働条件の適正化や、企業の経営の安定に資するよう取り組んでおります。

さらに、総合評価方式による一般競争入札や優秀施工業者制度を活用することで、技術力の向上・継承や、公共サービスの質の確保・向上に取り組んでおります。

また、本市で発注する建設工事等については、原則として参加資格を市内に本店を有する事業者としており、地元事業者の活用機会の拡大、地域経済の活性化に取り組んでおります。

今後も上記の取り組みを継続していくとともに、より一層の公契約の適正化に向けて研究を進めています。

【回答】財政局 契約管理部 調達課

業務委託における労働者の雇用や労働条件などは、受託者の裁量に委ねられているところですが、本市では、業務委託契約基準約款において、受託者に日本国の法令の遵守を求めております。労働諸法令はその中に含まれておりますので、引き続き現行法令の遵守を基に、労働者の雇用や労働条件の適正化を求めてまいります。

企業の安定経営や質の高い公共サービスの提供につきましては、ダンピングの防止が重要であると考えております。そのため、最低制限価格取扱要綱や低入札価格取扱要綱を定め、契約の内容に適合した履行を確保するため、業務内容に応じて適用しているところです。

地元事業者の活用機会の拡大につきましては、市内業者育成に配慮するため、競争性を確保することが困難な場合等を除き、市内業者への発注を原則としています。

イ) 公契約条例制定にむけて次の取り組みに着手してください。

- 公契約条例を制定もしくは制定を検討している自治体が増えています。それらの自治体の取り組みを研究してください。

- 公契約条例を研究する組織を自治体内に設けてください。
- 公契約条例制定をテーマに、地域団体と懇談する機会を設けてください。

【回答】財政局 契約管理部 契約課

公契約条例につきましては、一部自治体において実施されていると承知しております。

本市におきましても、今年度、契約管理部を中心とした関係所管による研究会を設置しました。研究会の中で、公契約の課題や在り方を分析するため、導入自治体の公契約条例の内容や制定過程について現在確認しているところです。

今後につきましては、実行性の確保や事業者及び労働者への影響など、幅広い視点で取り組むことが重要で、事業者団体及び労働者団体の皆様と丁寧に意見交換を行う必要があると考えております。

ウ) 公契約職場で労働諸法令が遵守されるようにしてください。

- 労働諸法令遵守について点検できる仕組みを導入してください。
- 労働諸法令の遵守を確認する現場調査を実施してください。

【回答】財政局 契約管理部 調達課

業務委託における労働者の雇用や労働条件などは、受託者の裁量に委ねられているところですが、本市では、業務委託契約基準約款において、受託者に日本国の法令の遵守を求めております。労働諸法令はその中に含まれておりますので、引き続き現行法令の遵守を基に、労働者の雇用や労働条件の適正化を求めてまいります。

【回答】建設局 技術管理課

本市においては、労働諸法令遵守に対して点検できる仕組みについて、導入しておりませんが、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法といった諸法令については、共通仕様書で遵守するよう示しています。また、国土交通省において、建設業に関する相談を受け付ける建設業フォローアップ相談ダイヤルが設置されており、発注者に対して言いにくいことや施工現場で直面した困難な問題など相談できる総合窓口となっておりますので、労働諸法令に関する相談等においても活用できるものと考えております。

労働諸法令の遵守を確認する現場調査につきましては、毎年行われる施工体制に関する全国一斉点検を実施し、労働者災害補償保険法で定める労災保険成立票の提示等について確認しているところです。

② 公共工事に関する入札・契約制度を改善してください。

ア) 技能労働者への適切な賃金の支払、若年入職者の積極的な確保などを目的に設計労務単価が13年連続で引き上げられ、趣旨についても各自治体へ通知されています。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、そして公共工事入札契約適正化法の改正の趣旨に則って次の改善に取り組んでください。

○積算に際して設計労務単価引き上げの目的・根拠を示してください。

○発注者の責任として、受注者に対して適切な価格での下請契約の締結を指導してください。

○設計労務単価の上昇分が技能労働者の賃金に反映されているか調査し、改善履行を徹底してください。

○受注業者から、すべての下請企業との下請契約書の写しを提出してもらい、その中に賃金・法定福利費を明示させてください。

○公共工事入札契約適正化法改正により、発注者としての責任が位置付けされました。どのように実施される予定かお示しください。

○3法改正の趣旨を具体化する方策をお示しください。

【回答】建設局 技術管理課

○ 積算に際して設計労務単価引き上げは、「公共事業労務費調査」の調査結果に基づいております。

○ 適切な価格での下請契約の締結については、市ホームページ、さいたま市土木工事実務要覧において、「さいたま市建設工事請負契約に関する留意事項」に記載しております、受注者に対して指導しているところです。

○ 設計労務単価の上昇分を実際の賃金に反映させることは当然であるとともに、契約の留意事項等でも適正に行うよう指導しているところです。

また、改正建設業法及び入札契約適正化法の成立に伴い、中央建設業審議会が標準労務費を作成・勧告することになっているため、「労働者の賃金水準の把握」につきましては、国や他自治体の動向を引き続き注視してまいりたいと考えています。

○ 下請企業との下請契約書の写しの提出については、施工体制台帳の提出時に下請契約書の写しを添付することとしております。また、本市におきましても、平成30年4月より、請負代金内訳書に、法定福利費を明示することとしております。

さらに、賃金・法定福利費の明示については、「建設業の社会保険加入のための

法定福利費確保に関するお願い」を市のホームページに掲載し、標準見積書等の活用による適正な法定福利費の確保を促しております。

- 「労務費の適正な確保」、「資材高騰への対応」、「適正な工期の設定および週休2日の推進」、「ＩＣＴの活用」、「施工時期の平準化」、「担い手確保」などの様々な施策について、国等の最新の情報に注視し、必要に応じて迅速に対応してまいります。
- 3法改正の趣旨を具体化する方策としては、週休2日工事、適正な工期設定や、施工時期平準化の促進などに、引き続き取り組んでまいります。

イ) すべての対象労働者に建退共証紙を貼付するように徹底してください。

【回答】建設局 技術管理課

本市では、受注者との契約の際に、さいたま市建設工事請負契約に関する留意事項、土木工事共通仕様書及び建築、電気、機械設備工事特別共通仕様書におきまして、建設業退職金共済制度への加入等について、周知徹底を図っております。

また、受注者は、請負金額500万円以上を対象に、建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約後1ヶ月以内に、建設業退職金共済商証紙貼付実績報告書を工事完成時に、それぞれ工事発注課へ提出することとしております。

③ 業務委託、指定管理に関する入札・契約制度を改善してください。

公契約下で働く労働者の生活を保障する立場で入札・契約制度を見直し、公契約の適正化に努めてください。

- ア) 業務委託、指定管理についても、自治体としての予定価格の積算根拠を明確にして入札・契約を実施してください。
- その際に、労働者の雇用、賃金・労働条件の遵法はもちろんのこと、地方自治体の役割である社会的・文化的生活の質の確保が可能となる水準にしてください。
- 入札にあたっては、参加事業者からも積算根拠を提出させてください。
- 契約後には、自治体側の予定価格・積算根拠、受託業者の積算根拠を公開して、透明性の高い入札・契約制度にしてください。

【回答】財政局 契約管理部 調達課

予定価格の積算につきましては、積算資料があればそれに基づき算定しますが、適

切な積算資料がないなど算定が困難な場合は、複数の見積書を徴して比較検討を行つたうえで予定価格を算定することとしております。

入札（見積）にあたりましては、業務委託執行事務取扱要綱に基づき、必要に応じて入札等金額見積内訳書の提出を求めることができますこととしております。

予定価格につきましては、毎年度継続的に行われる業務（建物清掃等）については、次年度以降の予定価格等を推測され、競争性が損なわれる恐れがあるため、非公表としております。それ以外の業務については、各所管課において判断することとしております。

【回答】都市戦略本部 行財政改革推進部

公の施設の管理運営を行う上で、指定管理者の雇用と賃金・労働条件について、適正な水準を確保することは大変重要であると認識しております。これまでも、指定管理者の業務履行の確認・検証を行うモニタリング調査などにより、労働者の適正な労働水準の確保に努めるとともに、平成22年12月の総務省通知を受け、指定管理者の申請資格要件に、労働関係の具体的な要件を追加するなどの措置を講じております。

また、指定管理者の申請にあたっては、参加事業者に指定管理料の積算根拠の提出を義務付けており、各局指定管理者審査選定委員会において、その内容を審査しております。

自治体側の予定価格は指定管理者の募集要項に明記し、市のホームページに掲載するなどしておりますが、その積算根拠や受託業者の積算根拠の公開については、他自治体の対応などを踏まえながら、透明性の向上に努めてまいります。

イ) 雇用の安定と、住民サービスの質を確保し、受託業者の経営の安定を図るため、長期継続契約にし、雇用期間は受託契約期間以上となる契約・仕様にしてください。

【回答】財政局 契約管理部 調達課

安定した雇用が業務の質の向上に寄与することは認識しており、他の政令指定都市で一部の業務委託につき、長期の契約を締結していることも認識しております。

本市におきましては、地方自治法に則り予算単年度主義を原則として契約事務を行っておりますが、機械警備業務などで限定期的に長期継続契約を認めております。

また、労働者の雇用安定や市民サービス向上等の観点から、調達課において入札・契約事務を行う業務（執行予定額が500万円以上の建物清掃業務等）で特に指定した業務につきましては、長期継続契約による複数年契約としております。

業務委託における労働者の管理につきましては、委託者が関与することで労働者派遣法に抵触し、いわゆる「偽装請負」と判断される恐れがあることから、労働者の雇

用期間を受託契約期間以上とする契約書等の作成は困難であると考えております。

なお、本市では、業務委託契約基準約款において、受託者に日本国の法令の遵守を求めております。労働諸法令はその中に含まれておりますので、引き続き現行法令の遵守を基に、労働者の雇用や労働条件の適正化を求めてまいります。

【回答】都市戦略本部 行財政改革推進部

指定管理者制度は、一定の期間に限って公の施設の指定管理業務を法人その他の団体に行わせる制度であり、その期間を超えて、かつ次期指定管理者の雇用条件についてまで言及することは、不適当な制度運用と考えております。

なお、さいたま市では指定管理者制度の効果的な運用のため、原則指定期間を3年から5年としております。

ウ) 受託業者が変更になる場合でも、そこで働く労働者の雇用と既得労働条件が継続される契約書・仕様書にしてください。

【回答】財政局 契約管理部 調達課

業務委託における労働者の管理につきましては、委託者が関与することで労働者派遣法に抵触し、いわゆる「偽装請負」と判断される恐れがあることから、労働者の雇用と既得労働条件を継続することを条件とした契約書等の作成は困難であると考えております。

【回答】都市戦略本部 行財政改革推進部

指定管理者の雇用について関与することは、労働関係法令に抵触する恐れがあるため、指定管理の協定書等に雇用の継続や既得労働条件を付記することは適当でないと考えております。

エ) 「労働省告示37号」に抵触する偽装請負等をなくすための施策を実施してください。

○行政の質向上と業務委託・指定管理における法令遵守に矛盾がある場合は直営化してください。

【回答】財政局 契約管理部 調達課

本市では、業務委託契約基準約款において、受託者に日本国の法令の遵守を求めております。労働諸法令はその中に含まれておりますので、引き続き現行法令の遵守を基に、労働者の雇用や労働条件の適正化を求めてまいります。

また、いわゆる「偽装請負」の防止につきましては、職員研修を実施するなど適時周知しており、今後も適正な委託（請負）契約を浸透させるため、労働者派遣法との違い等について引き続き周知してまいります。

【回答】都市戦略本部 行財政改革推進部

指定管理におきましては、指定管理者の募集の際に関係法令の遵守を明示し、さらに基本協定書においても法令遵守について記載しております。

また、本市の指定管理施設に対しては、実地調査や立入調査等のモニタリング調査を行い、指定管理者制度の適正な運用について確認をしております。

今後とも、指定管理者制度の適正な活用に取り組み、市民サービスの向上を図りたいと考えています。

才) 業務委託・指定管理では、予定価格での適正な賃金の確保など、背景使用者としての位置づけを明確にした積極的な対応に心掛けてください。

【回答】財政局 契約管理部 調達課

業務委託契約においては、委託者と労働者との間には指揮命令権がなく、使用責任は労働者と雇用関係にある受託者に生じるものですので、本市といたしましては、受託者に対して業務の適正な履行を求め、検査・監督を行ってまいります。

【回答】都市戦略本部 行財政改革推進部

指定管理におきましては、指定管理者が、基本協定書や仕様書等に基づく業務を行うもので、委託者である市が個別に指揮命令を発するものではありません。

モニタリング調査や第三者評価を指定管理者にフィードバックすることにより、指定管理施設における市民サービスの向上を図っております。

力) 令和7年4月22日閣議決定「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」及び中小企業庁「官公需法に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について」に基づき、価格転嫁が適正に行われるようにしてください。

【回答】財政局 契約管理部 調達課

業務委託契約において、契約期間中に労務費、原材料費、エネルギーコストなどの実勢価格に変動が生じた場合には、受注者からの申出等に基づき、契約金額の変更について迅速かつ適切に協議を行うよう周知を行っております。

また、履行期間が複数年にわたる業務委託契約につきましては、契約期間中に人件費や物価の変動等により、次年度以降の契約金額が不適切となる可能性があることから、契約金額の変更を委託者または受託者が相手方に請求できる「スライド制度」を令和8年1月より導入いたします。これにより、令和8年4月1日以降に履行開始となる複数年契約から、当該制度を適用する予定です。

これらの取組を通じて、適正な価格転嫁が確実に行われるよう、引き続き周知と制度運用の徹底に努めてまいります。

【回答】都市戦略本部 行財政改革推進部

指定管理者制度におきましても、昨今の人件費や物価の急激な上昇を踏まえ、適切な価格転嫁を図るための仕組みづくりが必要と認識しており、契約期間中における人件費や物価の変動に応じて契約金額を変更できる制度（スライド制度）の導入に向けた検討を進めています。

(4)自治体業務に関わるシルバー人材センターの活用では、高年齢者雇用安定法を適正に運用してください。

- ① 高年齢者の雇用開拓に自治体として取り組み、高年齢者に雇用の場を保障してください。**

【回答】福祉局 長寿応援部 高齢福祉課

さいたま市シルバー人材センターの労働者派遣事業の拡大について、引き続き支援を行います。

【回答】経済局 商工観光部 労働政策課

(シルバー人材センター以外の施策としては)

本市就労支援施設であります「ワーカステーションさいたま」において、中高年齢者を含む、働く意欲を持つあらゆる求職者を対象に、職業相談・職業紹介やキャリアコンサルティング等を実施しております。

また、同施設では、概ね40歳以上の中高年求職者を対象に、求職者のスキルアップに資する講座や面接指導などの就職支援、市内事業所における就業体験を組み合せた就労に結び付く実践的な講座を実施しております。

併せて、国・県が実施しているセミナーや面接会について、広報支援や開催協力をを行い、連携を深めています。

今後も国等の動向を注視していくとともに、社会経済情勢及び当市における人口動態に即した、より効果的で適切な就労支援サービスの提供に努めてまいります。

② シルバー人材センターについては、高年齢者雇用安定法の趣旨にもとづいて、就業機会の確保を図ってください。

なお、法の趣旨に逸脱した活用がある場合は是正させてください。自治体の本来業務である、恒常的業務（放課後児童クラブ等学童保育支援・公民館などの公共施設管理など）については臨時・短期・軽易な業務ではありません。労働法令が適用される雇用労働者によって業務を行うべきであり、「高年齢者の経験と能力の発揮と生きがい活動をサポート」を理由に、雇用によらない労働（請負）での発注により最低賃金水準またはそれ以下の配分金（賃金）でシルバー人材センターを活用することは高年齢者の働く権利を侵害するものに他なりません。

【回答】福祉局 長寿応援部 高齢福祉課

さいたま市シルバー人材センターについては、高年齢者の雇用の安定等に関する法律の趣旨からの逸脱は無いものと認識しております。また、配分金につきましては、最低賃金を尊重した金額設定としています。

本市に限らず、センターの会員は、安定した収入を得るためではなく、「継続雇用は望まない」、「自分の都合のよい時間に働きたい」といった、臨時的かつ短期的または軽易な就業を希望する方々が多く加入されています。このような高年齢者の就業機会を確保するため、同センターでは、ワークシェアリングやローテーション化を推進しており、本市の業務についても、同一の会員が恒常的に業務を担うことはございません。

また、「適正就業ガイドライン」に基づき適切かつ適正な契約を締結しているところですが、本市の個別業務については、契約関連法規等を遵守したうえで入札等を行い、各所管課の判断において適切に業務依頼先を決定します。